

建設産業構造改善推進 3カ年計画について

建設省建設経済局建設業課

はじめに

バブル経済の影響による未曾有の高収益の時代やバブルの崩壊後の厳しい経営環境の時代を経験して、建設産業も大きな転換期にあります。

今後は、わが国経済が安定成長と見込まれる中で、建設投資は横ばいで推移し、将来的にも大きな伸びが期待できないという厳しい環境にあり、建設産業も、競争の激化の中で、優勝劣敗、淘汰の時代を迎えようとしています。

このような状況の中、建設産業の構造改善について、本年5月に、平成12年度からの3年間に於いてどのような取組みを重点的に実施するべきかについて、具体的に取りまとめた「建設産業構造改善推進3カ年計画」を発表しました。

本計画では、1.不良・不適格業者の排除の徹底、2.建設生産システムにおける合理化の推進、3.生産性の向上、4.優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善の4テーマを定め、各テーマについて、現状や課題、事業の目標、具体的な事業内容など各企業や各建設産業団体の自主的かつ重点的に取り組むべきテーマ、行政や(財)建設業振興基金等における支援の内容等について示しています。

重点的に取り組むべきテーマとこれに対応した事業の概要

1. 不良・不適格業者の排除の徹底

現下の縮小した建設市場の中で、各企業は、当面の受注確保に追われており、特に、官公庁の入札・契約制度においては、請負金額を中心に入札参加者を決定されるとともに、入札価格のみが請負業者決定において最優先されているため、自ら施工管理を行わない者、必要な技術者を雇用しない者、品質を疎かにして手抜きをする者など、数多くの不良・不適格業者が公共工事を受注し、適正な競争を妨げているとの指摘があります。

不良・不適格業者の排除のためには、行政において建設業法等の遵守を徹底することはもちろんですが、各々の建設業者が、自らを不良・不適格業者と区別することが肝要であり、建設業界全体で不良・不適格業者の存在を許さない環境を自らが作り出すことが重要な課題と考えています。

さらに、不良・不適格業者を的確に排除するとともに、優良な建設業者の努力の結果を適正に建設市場に反映させ、建設工事の品質確保等が一層促進されるような環境を整備しなければなりません。

そのため、①建設業法を所管する部局及び全て

の公共発注者において、建設業法に違反する不良・不適格業者を排除するための取組みの強化・徹底を図ること、②全ての建設産業団体において、不良・不適格業者を排除する取組みを行うこと、③建設産業のサービスの受け手である国民に対し、技術と経営が優れた建設業者を適正に評価できる環境を整備することを目標に掲げました。

具体的な事業内容

現下の状況を踏まえ、不良・不適格業者を的確に排除するために、以下の事項について、重点的に取り組むこととしました。

(1) 行政が実施する事項

- ① 暴力団員が役員等である場合は建設業許可を出さない、暴力団が関与している建設業者には発注しないなど、警察部局との密接な連携を強化しつつ、建設産業からの暴力団排除を一層徹底する。
- ② 経営事項審査における申請書・添付資料を活用したチェックシステムを設け、異常値を示した業者について特別に検査を行うなど、検査・監督の徹底を図る。
- ③ すべての発注者が建設業法に定める監理技術者等の現場専任制を確認するよう、「発注者支援データベース・システム」の導入を促進する。
- ④ 建設業法に基づき設置されている施工体制台帳を活用して、現場への立ち入り検査を行い、一層適切な現場施工体制の確保を図る。

(2) 建設産業団体をお願いする事項

- ① 各建設産業団体において、自主的に不良・不適格業者を自ら排除するため、悪質な業者の排除手続を定めるなど、会員間で申合せを行う。
- ② 建設産業団体加盟の各会員の業務実績、所属する監理技術者の情報等について公開するなど、優良な業者と不良・不適格業者を区別する

ための活動を支援する。

(3) 国民に対する情報の発信

- ① 経営事項審査時に添付される建設業者に関する情報について、インターネット等の活用により、広く国民に提供できるようなデータベース化の検討を行う。
- ② 建設技術者、技能者等に関する過去の施工経験や保有する資格情報について、既存データベースの活用等を含め、広く国民に提供できるようなデータベース化の検討を行う。
- ③ 建設業法等に基づく行政処分について、処分をした日、処分を受けた建設業者の商号、処分の内容等を簡便に検索できるデータベース・システムの検討を行う。
- ④ インターネット等の活用による建設業法に抵触するような事実について、情報を受け付ける窓口の設置について検討を行う。
- ⑤ ステップアップ指標について、元請や消費者が専門工事業者を的確に評価するための指標として、内容の一層の充実およびその積極的活用を図る。

2. 建設生産システムにおける合理化の推進

各企業とも、当面の受注の確保を優先するため、民間工事、公共工事を問わず、極端な低入札を行う事例も見られるようになっており、供給力が過剰な状態のまま淘汰が進めば、コストダウンの裏付けのない安値受注競争や専属的な関係における下請への一方的なコストの押付けが行われ、建設産業全体としての疲弊や品質の低下、優良な中小企業の淘汰などに繋がる恐れがあります。

このため、中央システム協議会、地方システム協議会などでこれまでに行われた各種の申合せ事項について、その実効性を高めるためのより具体

的な取組みが必要です。

さらに、適正な元請下請関係を維持しながら、長期的な視点から市場の縮小に対応した合理化を推進するとともに、21世紀の国民のニーズに対応した新たな建設サービスを提供することも重要と考えています。

一方、第三者機関による瑕疵保証や品質保証の実施や、性能表示等の環境整備を行うことにより、コストダウンの裏付けのない極端な値受注などによる品質の低下などを防止することも必要です。

そのため、①建設産業界が自ら一体となって、建設生産の合理化について検討していく場の整備を進めること、②すべての建設業者が自らの役割と責任を明確にし、適正に業務が遂行できる具体的な取引環境を整備すること、③21世紀の国民ニーズに対応した、新たな建設関連サービスの提供を促進することを目標に掲げました。

具体的な事業内容

建設生産システムの合理化を推進するために、以下の事項について、重点的に取り組むこととしました。

(1) 中央システム協議会等における自主的な取組みに対する支援

① 中央システム協議会においては、多様化してきた建設生産システムについて、総合工事業者、専門工事業者等の役割や施工形態の実状を把握し、標準的なルールの確立やその位置付け、瑕疵保証・品質保証などを実施する際の元請下請問の課題について、積極的に検討することを支援する。

また、地方システム協議会においては、その地域特性を踏まえた建設生産システムの合理化について、積極的に検討を行うとともに、連絡会議等により各協議会の活動について情報交換

を行うことを支援する。

② 専門工事業界の横断的な課題について、建設産業専門団体協議会における取組みなどを支援する。

③ さらに、2001年1月から建設省の地方整備局において、建設業行政を所管することを踏まえ、各地域ごとの建設産業の現状についての確に把握し、今後の建設産業に対するニーズや建設産業のあり方などについて、地方における建設産業のビジョンおよびそれを踏まえた具体的な施策や取組みについての検討を支援する。

(2) 業種別の見積書・注文書・請書等の標準化

① 各業種別の建設産業団体において、現在の施工体制に合わせ、費用負担やリスクの明確化等を行い、標準仕様書や詳細な約款を取り決め、注文書等の書式の標準化や既存書式の見直しを検討する。

また、併せて、最近の課題である建設廃棄物の処理、再資源化について、具体的な費用負担や役割についての標準化について検討する。

(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備

① 住宅以外の建設生産物についても、請負契約を履行する上で、責任施工体制を確立し、施工後の品質を確保できるよう、建設産業団体等による瑕疵保証・品質保証等の検討を支援するとともに、顧客のニーズに合致した性能表示の検討を支援する。

② 品質の確保を図るため、業種ごとに施工に関する特殊な技能や固有な施工手順等について分析を行い、おのおの業種の施工に係る技術的な基準や施工標準等の検討を支援する。

3. 生産性の向上

現在の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会

資本整備を着実に進め、コスト縮減対策の行動指針を作成し、発注者においても、コスト縮減についての取組みが進められています。

厳しい価格競争の中、労務費の切り詰め、外注費の一律削減などの対応では、労働条件等が劣悪になり、建設産業が魅力ある産業となることは困難であります。そのため、建設産業全体の生産性の向上をどのように確保していくかが大きな課題となっています。

具体的には、建設産業全体において、自らが生産性を高め、適正な利潤が得られるよう、生産システムを見直すことが強く求められており、施工に係る労働生産性の向上はもちろんのこと、企業連携などを含めた経営革新による生産性の向上、建設工事の原価計算基準の整備等について広く検討し、21世紀をにらんだ経営戦略の構築や企業グループを超えた経営資源の効率的活用を進める必要があります。

そのため、①IT(情報技術)等の先端技術の活用や戦略的な経営手法の導入、②建設市場における消費者等のニーズや評価を適正に経営へ反映できる体制の確立、③成長分野への積極的な展開を目標に掲げました。

具体的な事業内容

具体的な生産性の向上を図るために、以下の事項について、重点的に取り組むこととしました。

(1) IT(情報技術)の積極的な活用の促進

① CI NET の一層の普及を図るとともに、建設CALS/EC 対応の支援、さらに、建設生産の合理化や構造改善の観点から、情報技術を建設産業においても積極的に活用していくための検討を行う。

② 各建設産業団体においては、インターネット

等を活用して、会員や外部に対する情報発信を行うなど、主導的にIT導入を促進する。

公的機関においては、標準化の推進や建設業界におけるIT活用の普及のための環境整備を推進する。

(2) 経営強化のための企業連携の強化促進

① 現在、合併企業等に対して公共事業の発注者が実施している資格審査の特例措置、過去の指名実績の配慮等入札参加機会の確保について徹底する。

② 更なる経営体質の強化および建設産業の構造改善を進めるため、異業種間の企業連携など、新たな企業連携のあり方について検討を行う。

(3) 経営力・技術力の向上による経営革新の支援

① 革新的な経営戦略について積極的に支援を行うとともに、各業種横断的な課題について、情報交換、検討等を行う。

② 統一的な建設工事の原価計算の指針の検討および普及を進めるとともに、個々の建設業者が適正に評価されるような企業情報の公開について検討する。

③ JVにおける企業間の会計処理の透明性を高めるため、JVの会計制度について実態調査を行い、その特性に応じた会計処理の指針づくりを行う。

(4) 成長分野への進出についての支援

① 既存の技術やノウハウを活用した成長分野へ進出するための手法の検討について、支援する。

② 成長分野への進出について、品質保証を行うなど、建設産業団体において支援できる施策について検討する。

4. 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善

建設産業を担う人材を安定的に確保するためには、優秀な新たな人材を集め、育成できる環境を整備するとともに、建設市場が厳しくなる中で、技術や技能、ノウハウを修得した建設労働者が、正当に評価され、満足し誇りをもって仕事ができる環境を整備しなければなりません。

また、これからは、多くの熟練労働者が定年等により退職することが見込まれており、数多くの職種からなる建設労働者の育成についても、現場でのOJTを中心としたいいわゆる徒弟制的な方法から、長期的な経営方針に基づいた一つのマネジメントシステムとして計画的に取り組むことが必要です。

一方、工事現場の安全確保については、各種規制の遵守が基本になりますが、厳しい経営環境の中、本来の事業活動の効率性を踏まえた、関係者による日々の安全活動の実施など、自立的な取組みが一層重要になってきております。

そのため、①優れた建設労働者が適正に評価される環境の整備、②優れた建設労働者を確保・育成・活用できる環境の整備、③労働災害を引き起こす要因究明とその要因に対応した具体的な対策についての周知徹底を目標に掲げました。

具体的な事業内容

優秀な人材を確保するとともに、労働災害をなくすために、以下の事項について、重点的に取り組むこととしました。

- (1) 基幹技能者、多能工等の育成・活用の支援
- ① 民間資格の創設など、基幹技能者が適正に評価される制度の確立について支援を行うとともに、基幹技能者、多能工等の活用マニュアルを作成する。
- ② 各企業による組織的・体系的な人材育成マネ

ジメントのあり方について検討を行うとともに、適切な人材マネジメントを実施している企業を適正に評価する方策について検討を行う。

- ③ 近年急速に高度化したバーチャル技術を活用した技能訓練や、施工技術を客観的に標準化・データベース化し活用することによる技能の蓄積、伝承など、ITを活用した新たな人材育成方策について検討を行う。
- (2) 労働災害の原因分析および防止策の公表
- ① 建設現場における安全管理活動の実態調査を行い、より効果的な実施方法について検討し、適正な実施の促進を図る。
- ② 各建設産業団体が収集・データベース化する建設工事に係る事故事例等の情報について、その特徴および原因等を分析し、インターネット等を活用し対策等についての情報を提供する。

事業の推進に当たって

これまでの構造改善推進プログラムと同様、今回の3カ年計画においても、具体の事業を効率的かつ着実に進めるために、事業推進の上での留意事項として、①明確な将来ビジョンを持ち、確固たる意思で構造改善に取り組む団体あるいは企業に対して、積極的な事業支援を行うこと、②事業実施の責任体制の強化を図るため、事業ごとの推進主体、事業内容、事業期間等を明確化し、一定期間ごとの事業効果の把握を行うこと、③発注者の理解とともに、都道府県や政令指定都市等において実施される建設産業の構造改善の取組みとの連携強化に努めること等を示しています。

今後とも、本計画に基づき、建設産業の構造改善を積極的に推進してまいりますので、関係者の皆様のご理解とより一層のご協力をお願いいたします。